

チーム支援のすすめ

Sakai city

支援者のための
成年後見制度活用
ハンドブック

令和4年5月版

はじめに

成年後見制度がスタートして 20 年になります。この制度は判断能力が不十分な方の暮らしを守るためのものですが、生活課題を何でも解決してくれる万能薬ではありません。ご本人の権利を擁護するという目的のための 1 つのツール、道具にすぎません。ここでいう権利とは、ご本人が生き方や暮らし方を自分で決める権利のことです。

成年後見人等は、支援者のみなさんと同じように、ご本人（被後見人等）の思いや生活の様子を踏まえ、福祉サービスを選ぶ手伝いをし、支払い等の必要な手続きをします。ご本人の権利が侵害されたときには取消権を行使することもあります。

成年後見人等だけで、日々変わりゆく本人の思いやその暮らしを把握することは難しく、現実的にそんなことはできないでしょう。成年後見制度を、ご本人にとってプラスのものにしていくためには、ご本人と成年後見人をふたりぼっちにせず、本人の暮らしにかかわる全員がご本人を中心としたチームとなって支援していく必要があります。このハンドブックがそうした「チーム支援」を促し、地域での権利擁護支援をカタチにしていくためのネットワークづくりの一助となれば、うれしいです。

目次

第1章 成年後見制度の活用

成年後見制度の活用について	5
成年後見制度活用フローチャート	6
成年後見制度活用検討シート	7
成年後見制度活用検討シートのポイント	8
みんなで共有シート	9

第2章 成年後見制度の概要

成年後見制度の概要	12
成年後見人等の具体的な職務内容	17
法定後見制度の申立て手続きの流れ	18
任意後見制度の手続きの流れ	21
申立てに必要な書類一覧（チェックリスト）	25
成年後見制度にかかる費用・助成	27

第3章 参考資料

成年後見制度に関する相談・問合せ	32
成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要	36

第1章

成年後見制度の活用

成年後見制度の活用について

成年後見制度活用フローチャート

成年後見制度活用検討シート

成年後見制度活用検討シートのポイント

みんなで共有シート

成年後見制度の活用について

判断能力が十分でない方は、自分の権利が十分に行使できない、またその権利を侵害されてしまうリスクが常にあります。

支援者のみなさまが、いま支援している方の権利を守るためのひとつの方法として、成年後見制度があります。

必要なタイミングで、必要な制度に結びつけることができるよう、適切な成年後見制度の活用をお考えください。

ページ 6

成年後見制度活用フローチャート

- ・支援者がさまざまな相談を受けるなかで、契約行為や財産管理等の課題がある場合、どのような流れで成年後見制度の活用を検討するべきかを示しています。



ページ 7

成年後見制度活用検討シート

- ・契約行為や財産管理等の課題がある場合は、成年後見制度の活用の前に日常生活自立支援事業の利用を検討することができます。
- ・この検討シートは、日常生活自立支援事業と成年後見制度の支援内容について比較検討できるように作成されています。
「検討シート利用時のポイント（P8）」を参考にしながら、ご使用ください。

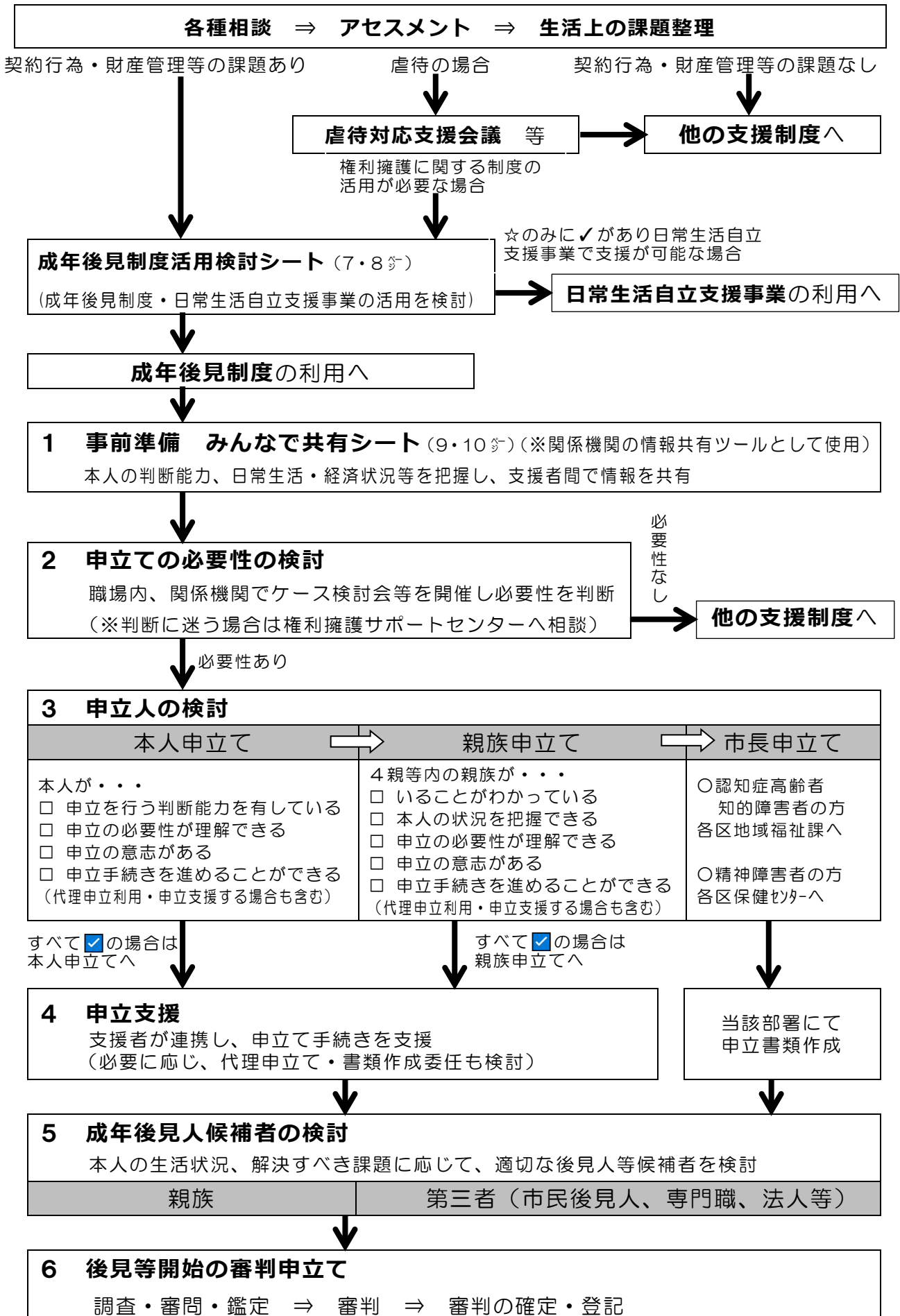


ページ 9

みんなで共有シート

- ・具体的に成年後見制度の活用が望ましいと考えられる場合は、この共有シートを作成し、職場内や関係機関とのあいだで情報共有を行います。
- ・市長申立ての検討が必要であれば、区役所への情報提供を行う場合にも活用できます。

成年後見制度活用フローチャート



成年後見制度活用検討シート

～成年後見制度の活用が望ましいと思われる要件～

「☆」だけにチェックがある場合、日常生活自立支援事業でも対応可能と考えられます。

「□」にチェックが入る場合は、成年後見制度の活用をご検討ください。

利用者名 _____

記入者名 _____

項 目	☑ チェック
1. 判 断 能 力	
何らかの認知症、知的障害、精神障害を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している：補助相当	☆
日常生活に支障をきたすような症状・行動、意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる：保佐相当	☆
日常生活に支障をきたすような症状・行動、意思疎通の困難さが、ときどき見られ介護を必要とする。知的障害の場合は A 判定：後見相当	□
2. 財 産 管 理	
日常的な金銭管理に支援が必要	☆
通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう	☆
年金・手当などの受け取り手続きが必要	☆
生命保険などの請求の手続きが必要	□
税金の申告が必要	□
賃貸借契約の手続きが必要	□
高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったりしたことがある	□
不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要	□
借金をしたり、他人の保証人になったりしてしまう	□
借金の整理、ローンの返済が必要	□
遺産相続の手続きが必要	□
裁判所の手続きが必要	□
3. 身 上 保 護 (監 護)	
福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約できる	☆
福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要	□
【 特 記 事 項 】	
年 月 日	

成年後見制度活用検討シートのポイント！

検討シートの視点

1. 後見相当で判断能力がまったくない方は、日常生活自立支援事業の契約をすることはできません。その場合、成年後見制度による支援が考えられます。
 2. 身寄りがいない、または身寄りがいても高齢・疎遠である場合は、ご本人の不安解消のために、ご本人の希望に沿う形で、将来の金銭管理や入院・入所の契約に備えた早めの制度利用を検討する場合があります。
-

成年後見制度のポイント

1. 成年後見人等は入院・入所契約の身元保証人になることはできません。ですが成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決ができる場合もあります。
 2. 成年後見人等には医療行為（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術等）に対する決定及び同意の権限は認められていません。
 3. 成年後見制度は、一度審判されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。
-

日常生活自立支援事業のポイント

1. 判断能力…この事業の契約については①契約能力（年金等がどの通帳に入金されているか答えることができるなど） ②本人の利用意向 ③契約の必要性を確認のうえ、締結することになります。
2. 財産管理…この事業における財産管理は日常生活の範囲内に限られています。また取消権がないため本人が不利益な契約を結んでしまう、あるいは、 unnecessary 商品を購入してしまう等の対応については、限界があります。
3. 身上保護（監護）…この事業では、本人が福祉サービスの内容が理解できる場合は、本人契約を支援することは可能です。しかし本人がその内容が理解できず、本人に代わって契約が必要な場合は、日常生活自立支援事業の範囲を超える事項になるため、成年後見制度の導入が必要です。

みんなで共有シート

記入年月日		年 月 日 ()		所属名			
記入者				TEL			
相談者				本人との関係			
				TEL			
基本項目	フリガナ			生年月日		M・T・S・H	
	氏名	(男・女)				年 月 日 () 歳	
	居住地 (現住所)	<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 施設・病院等 (サ高住、グループホーム含む) 区 電話 (自宅/携帯等) :					
	障害と その程度	<input type="checkbox"/> 高齢者 [<input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 認定済み [<input type="checkbox"/> 要支援 () <input type="checkbox"/> 要介護 ()] <input type="checkbox"/> 知的障害者 [療育手帳 <input type="checkbox"/> あり (A B1 B2) 級 <input type="checkbox"/> なし] <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 精神障害者 [保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> あり () 級 <input type="checkbox"/> なし] <input type="checkbox"/> 疑い 自立支援医療の利用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし					
	財産状況	収入総額 月 () 円	支出総額 月 () 円	資産			
	<input type="checkbox"/> 年金 円	<input type="checkbox"/> 家賃 円	預金 () 円				
	<input type="checkbox"/> 生活保護 円	<input type="checkbox"/> 福祉サービス利用料 円	負債 () 円				
	<input type="checkbox"/> 貸金 円	<input type="checkbox"/> 生活費 (食費等) 円	不動産 <input type="checkbox"/> あり				
	<input type="checkbox"/> その他 () 円	<input type="checkbox"/> その他 () 円	()				
本人の判断能力		<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 特別な場合、難しい <input type="checkbox"/> 日常的に困難 <input type="checkbox"/> その都度変わる <input type="checkbox"/> 不明					
支援が必要な 状況(リスク)		<input type="checkbox"/> 財産・金銭管理が不適切 <input type="checkbox"/> 負債・滞納有り <input type="checkbox"/> 消費者被害 <input type="checkbox"/> 虐待 (疑い含む) <input type="checkbox"/> 支援拒否 <input type="checkbox"/> 生活困窮 <input type="checkbox"/> 触法 <input type="checkbox"/> 近隣トラブル等 <input type="checkbox"/> その他					
本人の意向		<input type="checkbox"/> 不安を抱く・困っている <input type="checkbox"/> その都度変わる (揺れ) <input type="checkbox"/> 問題意識なし <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 不明					
健康情報	健康状態	病 気 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし → ありの場合、病気の症状 ()					
		既往歴 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし → ありの場合、病名 ()					
		かかりつけ医 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし → ありの場合、病院名 ()					
	ADL	【障害高齢者の日常生活自立度】 自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2					
【認知症高齢者の日常生活自立度】 自立 I II a II b III a III b IV M							
【障害支援区分】 非該当 区分 1 2 3 4 5 6							
福祉・介護 サービス利用状況		<input type="checkbox"/> 利用していない <input type="checkbox"/> 利用している → サービスの種類・頻度		ジェノグラム エコマップ		<input type="checkbox"/> 単身世帯 <input type="checkbox"/> 同居 () 人	

キーパーソン 氏名・年齢・続柄	問題解決の協力者 氏名： 連絡先： 続柄： <input type="checkbox"/> なし
	申立人（4親等内親族） 氏名： 連絡先： 続柄： <input type="checkbox"/> なし
	望ましい成年後見人等候補者 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 市民後見人 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ケース会議（ 年 月 日開催）	
(参加メンバー) ※ 判断に迷う場合は、権利擁護サポートセンターへ相談	
(検討内容)	
(処遇方向)	
後見の種類 及び内容等	<input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助
	必要と見込まれるものにレ点
	<input type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/> 裁判所の手続き
	<input type="checkbox"/> 預貯金の払出し、解約 <input type="checkbox"/> 訪問販売等の契約の取消し
	<input type="checkbox"/> 保険金の受領 <input type="checkbox"/> 不動産処分
	<input type="checkbox"/> 遺産分割 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 施設入所、病院入院の契約締結 ()
成年後見の 必要性の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
今後の対応	<input type="checkbox"/> 本人申立てですすめる <input type="checkbox"/> 親族申立てを推奨 <input type="checkbox"/> 他制度・サービスの利用 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 市長申立てを依頼 <input type="checkbox"/> 本人に認知症、知的障害がある場合→各区の地域福祉課へ <input type="checkbox"/> 本人（65歳未満）に精神障害がある場合→各区の保健センターへ

第2章

成年後見制度の概要

成年後見制度の概要

成年後見人等の具体的な職務内容

法定後見制度の申立て手続きの流れ

任意後見制度の手続きの流れ

申立てに必要な書類一覧（チェックリスト）

成年後見制度にかかる費用・助成

成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。なおここで言う判断能力とは、契約などをする際、その行為が自分に有利になるのか、不利になるのか、また適正なのかそうでないのかを考えるのに必要な能力のことです。

認知症の方の事例

銀行の手続き ができへん!

認知症がある Aさんは、銀行での ATM 操作もできなくなってしまいました。姪が Aさんに頼まれて窓口で手続きをしようとしたのですが「本人以外は手続きできない」と断られてしまいました。その後、成年後見制度を利用し後見人が選任されたことで、後見人が本人に代わって、銀行での手続きができるようになりました。

契約の中身 がわからん!

認知症のある Bさんは、自宅での生活が困難になったため、ケアマネジャーが施設入所をすすめていました。しかし、入所には契約が必要です。成年後見制度を利用し後見人が選任されたことで、後見人が入所契約をし、施設で安定した生活ができるようになりました。

知的障害の方の事例

頼れる親族 がおらへん!

知的障害がある Cさんは、両親と暮らしていましたが、父親は数年前に他界。母親も高齢になり、本人の金銭管理や契約を代理するなどの支援が困難になってきました。母の入院を機に、成年後見制度を利用し後見人が選任されたことで、母親も治療に専念することができ、本人も安定して生活できるようになりました。

相続手続き が心配!

軽度の知的障害がある Dさんは、夫が急死し相続手続きが必要になりましたが、自分一人では手続きができませんでした。成年後見制度を利用し補助人が選任され、相続手続きを行うことができました。また、その後の生活費の管理も適切に行われています。

精神障害の方の事例

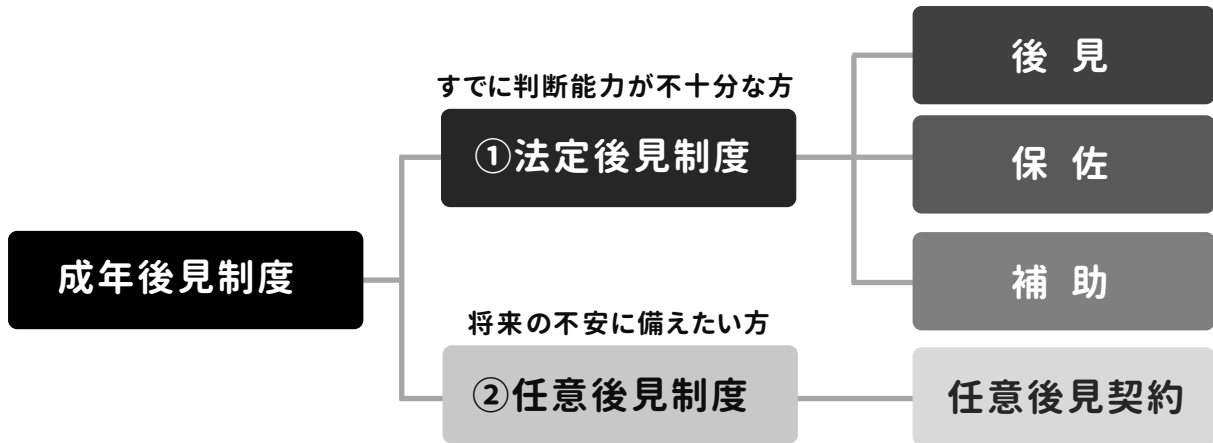
消費者被害 が怖い!

精神障害がある Eさんは、高額な布団の購入を強引にすすめられ契約してしまい、その後も、たびたび訪問販売の被害に遭っていました。しかし、成年後見制度を利用し保佐人が選任されることで、クーリングオフの期間を過ぎても契約を解除することができ、その後、被害に遭うことはなくなりました。

成年後見制度の概要

成年後見制度は、2つの制度から成り立っています。

- ① 法定後見制度は、すでに判断能力が十分でない人を保護、支援する制度です。
利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。
本人の判断能力によって「後見」「保佐」「補助」の3つのタイプがあります。
- ② 任意後見制度は、現在、判断能力がある人が、将来、判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。



	① 法定後見制度	② 任意後見制度
対 象	現在、認知症、知的・精神障害などにより、判断能力が十分でない方	老後や将来の設計ができるほど、判断能力が十分ある方
手続き	申立人（本人や親族など）が家庭裁判所に申立てを行います。	本人が公証役場で公正証書を作成します。
後見人	法定後見人は、家庭裁判所が決定します。 申立人は、法定後見人候補者の希望を出すことができます。	任意後見人候補者は本人が決めます。 本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されてから任意後見人の仕事が始まります。
内 容	法定後見人は、判断能力の程度によって後見・保佐・補助の3つの類型に区分され、それぞれ仕事や権限の範囲も異なります。	任意後見人の仕事内容は、任意後見契約時に本人が公正証書に定めた内容になります。 ※ 取消権はありません
監 督	法定後見人は、原則、家庭裁判所の監督を受けます。法定後見人は定期的に家庭裁判所に後見業務の内容を報告します。	任意後見人は、家庭裁判所が選任した任意後見監督人（弁護士や司法書士など）の監督を受けます。

☑ 申立て前の確認事項

- 成年後見制度は精神上的の障害がある方が対象です。本人の障害が身体的なものだけの場合、また単なる浪費などの場合は、法定後見制度の対象になりません。
- 手続きにはある程度の時間がかかります。おおむね2～3か月。
- 法定後見人は、最終的に家庭裁判所がふさわしい人を選任するため、申立人の希望する人が選任されるとは限りません。
- 本人の預貯金等の財産の内容によっては、裁判所から後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の利用について、検討を求められる場合があります。
- 成年後見人等の責任は、判断能力が回復するか、通常は本人が死亡するまで続きます。申立てのきっかけとなった問題が解決した後も続きます。
- いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取下げをすることができませんのでご注意ください。

法 定後見制度の中身

法定後見制度は判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分類されています。その類型ごとに成年後見人等の仕事や権限（代理権・同意権・取消権）の範囲、手続きにおける本人の同意の要否は異なります。

		後 見	保 佐	補 助
要件	対象となる方	判断能力がまったくない方 (例) 日常的な買物も自分ではできない。	判断能力が著しく不十分な方 (例) 日常的な買物はできるが、重要な財産行為はできない。	判断能力が不十分な方 (例) 重要な財産行為は、誰かに援助してもらう必要がある。
開始の手続	申立てができる方	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官など 市長 [老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2]		
	本人の同意	不 要		必 要
代理権	付与の対象	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で与えられた法律行為	申立ての範囲内で与えられた法律行為
	本人の同意	不 要	必 要	
同意権	付与の対象	—	民法13条1項所定の行為、申立ての範囲内で与えられた法律行為	民法13条1項の範囲内であり、かつ申立ての範囲内で与えられた法律行為
	本人の同意	—	不 要	必 要
取消権	付与の対象	成年被後見人の行った法律行為全般 ※ 日常生活に関する行為は除く	同意を得なければならない行為について、同意を得ずに行った行為	
	取消権者	本人・成年後見人	本人・保佐人	本人・補助人

チェック

代理権

代理権とは、本人に代わって契約等の法律行為を行う権限です。

保佐・補助の場合は、与えられた代理権の範囲で行うことができます。

本人に契約能力がなくても、本人に代わって施設の入所契約や入所費用の支払い、他の相続人と遺産分割協議、不動産の売却等を行うことです。

同意権・取消権

同意権は、本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか確認し問題がない場合に同意する権限です。

取消権は、そのような同意を受けずに、被保佐人や被補助人が不利益な契約を行った場合、取り消す権限です。

ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消せません。

民法 13 条 1 項の行為

1. 賃金の元本の返済を受けたり、預貯金の払い戻しを受ける
2. 金銭を借り入れたり、保証人になる
3. 不動産をはじめとする重要な財産について手に入れたり手放したりする
4. 民事訴訟で原告となる訴訟行為をする
5. 贈与する、和解・仲裁合意をする
6. 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をする
7. 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件が付いた贈与を受ける
8. 新築・改築・増築や大修繕をする
9. 一定の期間を超える賃貸借契約をする

※ 民法 13 条 1 項 10 号については省略

成年後見人等の権限



…必ず与えられる権限



…申立てにより与えられる権限

【代理権】

後見人：すべての法律行為

保佐人 補助人
申立ての範囲内で与えられた
法律行為（※ 本人の同意が必要）

【同意権】

保佐人：民法 13 条 1 項の行為

補助人：民法 13 条 1 項の範囲内で、
かつ与えられた申立ての範囲内で与え
られた法律行為（※ 本人の同意が必要）

保佐人：申立ての範囲内で与えられた
法律行為（民法 13 条 1 項以外）

成年被後見人等(本人)による取引の取り消し

本人が行った行為を取り消した場合、初めから無効であったものとみなされます。

通常、何らかの行為を取り消した場合は、契約の当事者双方に「元の状態に戻す（原状回復）義務」が発生します。

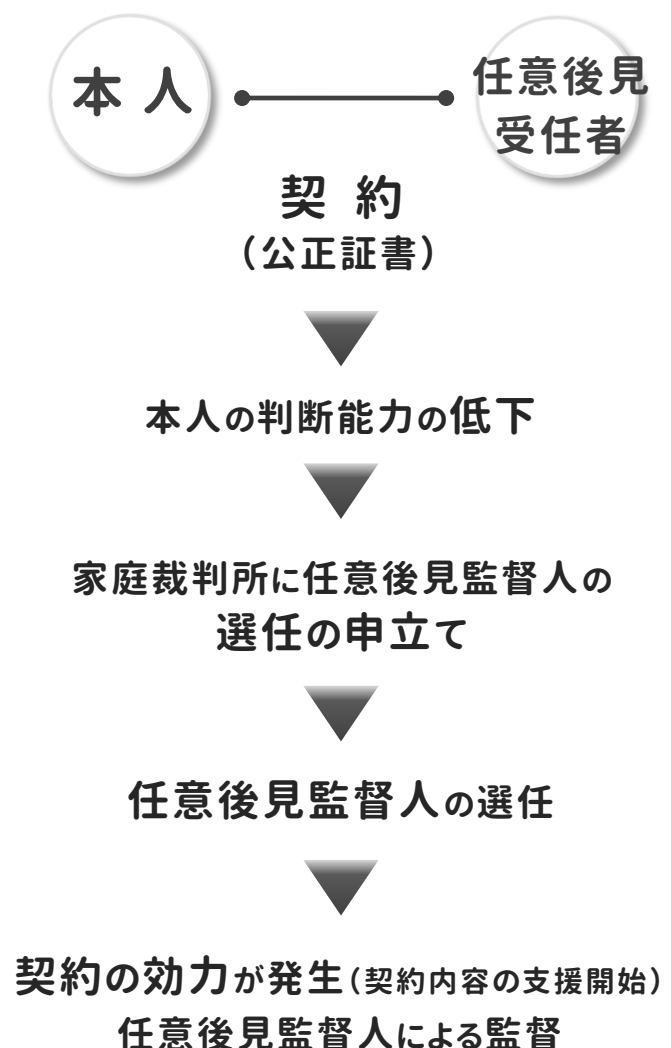
たとえば、被後見人等が金銭を受領していた場合には、相手方に返還しなければなりません。しかし、その範囲は全額ではなく、取り消しをした時点で残っていた金額（現に利益を受けている限度）で返還すればよいと定めています。ただし、本人が被後見人等ではないと嘘をついて行った行為は取り消すことができません。

取消権の行使は、相手方に対する意思表示によって行います。方法は特に定められておらず、口頭でも可能ですが、きちんと取り消しの意思が相手に届かなければ効力を生じませんので、内容証明郵便（場合によっては普通郵便との併用）に配達証明をつけて行うのが一般的です。取消権は、追認をすることができるときから5年、行為の時から20年を経過したとき、時効によって消滅します。

任意後見制度の内容

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見受任者）に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

任意後見契約は、本人の判断能力が低下し、家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されて初めて効力が生じます。なお代理人の呼び方に関して、任意後見監督人が選任され効力が生じると、任意後見受任者（効力前）は、任意後見人（効力後）と呼ばれるようになります。



成年後見人等の具体的な職務内容

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産を管理したり、必要な契約を結んだりすることによって、本人の暮らしを支援します。

なお「財産管理」はそれ自体が目的なのではなく、本人の「身上保護」のための手段として行うべきものであり、この2つは分かれているのではなく互いに関係します。

1. 財産管理

【成年後見人等ができること】

- ・ 預貯金通帳、印鑑の管理
- ・ 収支の管理（預貯金の管理、年金・給料の受取り、公共料金・税金の支払いなど）
- ・ 不動産の管理、処分
- ・ 遺産分割
- ・ 本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取り消し（類型・同意権による）
など

【成年後見人等ができないこと】

- ・ 利殖等を目的とした資産運用
- ・ 財産の贈与
- ・ 親族や第三者が支払うべき費用の立替え、または支払いといった本人の利益にならない費用の支払い
- ・ 本人の利益にならない債務保証や財産放棄
- ・ 日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使 など

▶ 成年後見人等として注意すべきこと

- ・ 居住用不動産を処分する場合（売却、賃貸借契約の解除など）は、家庭裁判所の許可が必要です。
- ・ 成年後見人等と本人の利益が相反する場合には、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要です。

2. 身上保護（監護）

【成年後見人等ができること】

- ・ 日常生活の見守り
- ・ 本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
- ・ 健康診断等の受診、治療や入院等に対する契約の締結や費用の支払い
- ・ 福祉施設の入退所に関する契約の締結や費用の支払い
- ・ 介護保険制度や障害者総合支援法のサービス利用契約、サービス内容の確認、見守り
- ・ 教育やリハビリに関する契約の締結、費用の支払い
など

【成年後見人等ができないこと】

- ・ 買い物や通院同行などの事実行為（※原則）
- ・ 医療行為に対する決定及び同意（与薬、輸血、放射線治療、手術など）
- ・ 入院や施設入所の際の身元保証人、身元引受人
- ・ 健康診断の受診、入院や施設への入所、介護、教育、リハビリ手配等を本人の意思を確認せずに行うこと
- ・ 遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚など一身専属的な行為
- ・ 居住する場所の指定（居所指定権） など

3. 家庭裁判所への報告

成年後見人等は、家庭裁判所に財産管理及び身上保護の状況を報告し、必要な指示を受ける義務があります。

法定後見制度の申立て手続きの流れ

- ※ 裁判所への手続きの流れ、申立てに必要な印紙や郵便切手の額、必要書類などは令和4年5月時点のもので変更される場合があります。
詳しくは大阪家庭裁判所堺支部後見センターまでお問い合わせください。

1

検討

(1) 誰が申立てをするか検討

【申立てができる人】

- ・本人、配偶者、4親等内の親族
- ・市町村長、検察官
- ・任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人

(2) 後見人等候補者を検討

【成年後見人等になれる人】

- ・本人の親族
- ・市民後見人
- ・法律、福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士など）
- ・法人（社会福祉法人、NPO法人など）

【成年後見人等になれない人】（欠格事由）

- ・未成年者
- ・成年後見人等を解任された人
- ・破産者で復権していない人
- ・本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子
- ・行方不明である人

※ 後見人等は、本人の状態・状況等を考慮し、家庭裁判所で選任します。

このため必ずしも候補者が選任されるとは限りません。

※ 申立て時に候補者がいない場合は、家庭裁判所が適任者を選任します。

※ 後見人等候補者を複数選ぶことも可能です。

※ 「申立て前の確認事項」をよくお読みいただいたうえでご検討ください。

2

申立て準備

(1) 申立て書類の入手

大阪家庭裁判所堺支部後見センターで「成年後見申立書類」を取得します。

※ 申立てを行う前に、後見制度の手続き案内を行っておりますので、

アまたはイの方法で、必ず手続き案内をご利用ください。

ア：大阪家庭裁判所堺支部で、手続き説明DVDを視聴する。（約30分）

イ：最高裁判所の[動画配信](#)のページで成年後見制度に関する動画を視聴する。

※ 申立書類は、大阪家庭裁判所ホームページでもダウンロードできます。

また、大阪家庭裁判所堺支部から郵送で取り寄せることができます。

- ▶ 郵送の場合：A4判が入る角形2号サイズの封筒に390円分の郵便切手を貼り、ご自身の氏名、住所をご記入いただき、「成年後見申立書類一式送付希望」と書いたメモを同封して、大阪家庭裁判所堺支部までお送りください。

[大阪家庭裁判所堺支部後見センター](#)

Tel:072-223-8949 住所:〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-51

(2) 診断書の取得

福祉関係者に「成年後見申立書類」の様式のうち「本人情報シート」の作成を依頼。この時、併せて「本人情報シートの作成を依頼された福祉関係者の方へ」を依頼する福祉関係者の方へお渡しください。なお「本人情報シート」は、本人自身や親族等が作成することは想定していません。

「診断書（成年後見制度用）」の作成を依頼する医師（※1）に、福祉関係者に作成してもらった「本人情報シート」（※2、3）、「診断書（成年後見制度用）」「診断書（成年後見制度用）の作成に当たって」「診断書（成年後見制度用）の作成を依頼された医師の方へ」をお渡しいただき、診断書の作成を依頼します。また「鑑定についてのおたずね」もお渡しいただき、鑑定が必要な場合に、引き受けていただけるかどうかの確認をしてください。

※1 主治医に診断書の作成を引き受けていただけない場合は、他の医師に依頼しても構いません。また、医師は精神科等専門医でなくても構いません。

※2 「本人情報シート」の準備ができなくても診断書の作成を依頼することができます。

※3 「本人情報シート」はコピーをとり、原本を医師にお渡しいただき、コピーを裁判所に提出してください。

【診断書作成費用】 ▶ 医療機関によって異なる。

目安：3,000円～10,000円程度

(3) 申立書の作成及び添付書類の準備

申立てに際してご用意いただく書類等（チェック表）を参照し、書類の準備をします。

※ 取得した診断書の意見を参考に、後見・保佐・補助のいずれに該当するかを判断します。

※ 原則として申立費用は申立人の負担です。ただし、申立費用を本人負担とする旨の上申をした場合、家庭裁判所が全部又は一部について認めることがあります。

3

申立て

(1) 受理面接の予約

申立書の提出後に、申立人や後見人等候補者、本人などから詳しい事情を伺うため、受理面接を行う場合があります。受理面接が必要な場合は、裁判所から申立人に連絡があり、面接の日時を予約します。

(2) 面接の当日

申立人、後見人等候補者、本人と面接を行い、詳しい事情を伺います。

この際、必要に応じて、本人の意向や状況等を把握している支援機関が同席することがあります（所要時間：2～3時間）。

(1) 審問・調査

申立て後、家庭裁判所の調査官が、申立人、後見人等候補者、本人から事情を伺ったり、本人の親族に後見人等候補者についての意見を照会します。

また必要に応じ、裁判官が事情をたずねること（審問）もあります。

(2) 鑑定

本人の判断能力について、より正確に把握する必要があるときは、医師による精神鑑定を行う場合があります。

(1) 審判

家庭裁判所が後見人等の選任をします（審判書が申立人、本人、後見人等に送付される）。必要な書類がすべて整っている標準的なケースで、かつ、調査等に困難がなければ申立てから2～3か月程度で審判が出されます。鑑定を行う場合は、そのための期間をさらに要します。また成年後見監督人が選ばれることもあります。

(2) 審判確定

後見人等が審判書を受領後、2週間以内に不服申立てがなければ、審判が確定します。

審判に不服がある本人、配偶者、4親等内の親族（申立人を除く）は、この2週間のあいだに不服申立て（即時抗告）の手続きをとることができます。ただし「誰を後見人等に選任するか」の審判（家庭裁判所の判断）については、不服申立てをすることはできません。

(3) 後見登記

確定後、家庭裁判所から東京法務局に後見登記を依頼します。確定から2週間前後で登記完了の通知がきます。

(4) 事務報告書(就職時)の提出

審判が確定してから1か月と3週間以内に家庭裁判所へ事務報告書(就職時)、財産目録及び収支予定表を提出します。

任意後見制度の手続きの流れ

1

検討

(1) 任意後見人をお願いする人を検討

【任意後見人になれる人】

成人であれば、だれでも任意後見人になることができます。親族をはじめ、知人や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、また社会福祉法人などの法人を任意後見人にすることもできます。

(2) 任意後見受任者に委任する内容を決める

本人（委任者）と任意後見受任者（将来、任意後見人になる人）との話し合いにより、委任する内容を決めます。委任者の意思能力がなくなっても委任する内容は有効となります。なお報酬額は、任意後見契約書の中であらかじめ決めておきます。

【委任する内容】

- ・財産管理に関すること
- ・身上保護に関すること

2

契約

(1) 任意後見契約の締結

本人と任意後見受任者が公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。病気等で公証役場に行けない場合は、公証人に出張してもらうことも可能です（出張費別途有料）。

【必要な書類】

- ・戸籍謄本（本人）
- ・住民票（本人・任意後見受任者）
- ・印鑑登録証明書（本人・任意後見受任者）
- ・その他（診断書や財産目録等が必要な場合も）

【任意後見契約にかかる費用】

- ・公正証書作成の基本手数料 11,000 円
- ・登記嘱託手数料 1,400 円
- ・法務局に納付する印紙代 2,600 円
- ・その他（証書代、登記嘱託書郵送用切手代など）

(2) 任意後見契約の登記

公正証書により任意後見契約を結ぶと、誰が誰にどのような代理権を与えたかという契約内容が、公証人の嘱託により法務局に登録されます。

登記が完了すると、任意後見受任者の氏名や代理権の範囲などを記載した「登記事項証明書」を取得することができます。

ポイント

「本人の判断能力の低下を適切に判断するために…」

適切な時期に任意後見監督人の選任申立てを行うためには、定期的に本人と接触し、その生活状況や健康状況を把握しておくことが必要です。

日頃、本人と交流がない人が任意後見受任者になった場合、本人の判断能力の低下を見逃さないよう見守り契約を同時に契約するなど注意と工夫が必要です。

任意後見契約に併せて(参考).....

【見守り契約】

支援をする人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活状況及び健康状態を把握して、任意後見の開始時期を判断してもらう契約です。任意後見契約と見守り契約を併用して利用することで、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てができるようになります。任意後見が始まると本契約は終了します。費用は、依頼する内容や人によって異なります。

【財産管理委任契約】

自分の財産の管理やその他の生活上の事務について、代理権を与える人を選び、具体的な管理内容を決めて委任するものです。契約は、当事者間の合意のみで効力が生じ、開始時期や内容も自由に決めることができます。財産管理委任契約は、判断能力の低下がない場合に利用できます。費用は、依頼する内容や人によって異なります。

【死後事務委任契約】

成年後見人等や任意後見人の職務は、本人の死亡により終了します。死後事務委任契約は、本人が亡くなった後の諸手続き、葬儀、埋葬、家財の片づけなどの事務を第三者に委任するものです。きちんと契約が履行されるために、公正証書にするのが望ましいといわれています。費用は、依頼する内容や人によって異なります。

【公正証書遺言】

公正証書遺言は、公証役場にて遺言内容を公証人に口授し、公証人が証書を作成します。公証役場に出向くことが困難な場合は、公証人が出張して作成することも可能です。また遺言内容を確認する証人2人の立会いが必要ですが、適当な証人がいない場合は、公証役場で紹介してもらうこともできます。

証書の原本は公証役場に保管され、自筆証書遺言や秘密証書遺言のように家庭裁判所での検認は不要のためスムーズに遺言分割ができます。死亡後に自分の希望を確実に施行してもらうために、遺言内容の手続きをすすめる「遺言執行者」を定めておくことが望まれます。公正証書遺言を作成する場合の手数料は、相続財産の金額等によって異なります。

本人の判断能力が不十分になった場合

3

申立ての準備

任意後見監督人の選任申立てに必要な準備をする

本人の判断能力が十分でなくなったときに、任意後見監督人選任の申立てをします。なお申立てをするには、あらかじめ本人の同意が必要です。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りではありません。

【申立てができる人】

- ・ 本人、配偶者、4親等内の親族
- ・ 任意後見受任者

【申立てに必要な書類】

- ① 申立書 ② 親族関係図 ③ 財産目録・収支予定表
- ④ 本人情報シート、診断書 ⑤ 戸籍謄本 ⑥ 本人の住民票
- ⑦ 本人に関する照会書 ⑧ 任意後見契約の登記事項証明書
- ⑨ 法定後見の登記されていないことの証明書 ⑩ 任意後見契約の公正証書の写し
- ⑪ 本人の財産や収支に関する資料

※ 申立人が任意後見受任者の場合は申立人の住民票、申立人が任意後見受任者以外の場合は申立人の戸籍謄本が必要です。

※ 戸籍謄本や住民票などは、原則3か月以内に発行されたものがが必要です。

【任意後見監督人選任の申立てにかかる費用】…約 6,200 円

- ・ 収入印紙 800 円
- ・ 登記嘱託手数料 1,400 円
- ・ 郵便切手 3,990 円

4

申立て・審問・調査

(1) 任意後見監督人の選任申立てをする

大阪家庭裁判所堺支部後見センターに書類等を提出。

(2) 審問・調査

申立て後、家庭裁判所の調査官が、申立人、任意後見受任者、本人から事情をうかがったり、本人の親族の意見を照会します。また、必要に応じ、裁判官が事情をたずねること（審問）もあります。

(1) 審判・確定

任意後見人を監督する任意後見監督人が選任されます。

審判書が、申立人、本人、任意後見人、任意後見監督人に通知されます。

(2) 後見登記

審判確定後、家庭裁判所から東京法務局に後見登記を依頼します。

確定から2週間前後で登記完了の通知がきます。

任意後見監督人が選任されたときから「任意後見受任者」は正式に「任意後見人」となり、任意後見契約の内容に基づいて支援をします。

任意後見人の職務については、任意後見監督人を通じて家庭裁判所に報告します。

申立てに必要な書類一覧(チェックリスト)

令和3(2021).4.1～

申立ての際は、以下の書類等が必要です。戸籍謄本(全部事項証明書)、住民票、登記されていないことの証明書、診断書は発行から3か月以内のものをご用意ください。書類は各1通で結構です。受理面接の際、申立てに使用した印鑑(みとめ印)をご持参ください。

種類	名称
申立書類 と 附属書類	<input type="checkbox"/> 申立書(後見・保佐・補助を選択方式にしたもの)
	<input type="checkbox"/> 保佐・補助の場合、必要に応じて、代理行為目録・同意行為目録
	<input type="checkbox"/> 申立事情説明書
	<input type="checkbox"/> 陳述書(※本人以外の方(親族など)が、後見開始申立てをされる場合のみ)
	<input type="checkbox"/> 親族関係図
	<input type="checkbox"/> 親族の意見書
	<input type="checkbox"/> 後見人等候補者事情説明書
	<input type="checkbox"/> 財産目録
	<input type="checkbox"/> 相続財産目録(本人を相続人とする相続財産がある場合に提出してください。)
裁判所に納める費用	<input type="checkbox"/> 収入印紙 800円分(※保佐・補助で同意権・代理権付与が加わる場合はその分増額されます)
	<input type="checkbox"/> 収入印紙(登記用) 2,600円分
	<input type="checkbox"/> 郵便切手 3,990円分(内訳 500円×2枚,100円×15枚,84円×10枚,63円×5枚,20円×10枚,10円×10枚,5円×5枚,1円×10枚)(※保佐開始・補助開始の場合はさらに500円×2枚を追加。) 候補者が1人増すごとに500円×2枚を追加。
	<input type="checkbox"/> 鑑定料相当額(金10万円程度) 申立時に納める必要はありません。申立て後に鑑定が必要になった場合に、裁判所からの連絡に従って納めていただきます
戸籍・住民票等	<input type="checkbox"/> 申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ※本人と同じ戸籍であれば不要(本人と申立人の関係を確認します。その戸籍謄本だけでは本人との関係が確認できない場合、追加の戸籍謄本の提出をお願いすることがあります) ※外国籍の方の場合は住民票:国籍表示のあるもの。個人番号(マイナンバー)表示のないもの。
	<input type="checkbox"/> 本人の戸籍謄本(全部事項証明書)
	<input type="checkbox"/> 本人の住民票(個人番号(マイナンバー)表示のないもの)又は戸籍附票 住民票について、外国籍の方の場合は国籍表示のあるもの。
	<input type="checkbox"/> 本人の登記されていないことの証明書
診断書等	<input type="checkbox"/> 成年後見人等候補者の住民票:(個人番号(マイナンバー)表示のないもの)又は戸籍附票 住民票について、外国籍の方の場合は国籍表示のあるもの。
	<input type="checkbox"/> 診断書(成年後見制度用)
	<input type="checkbox"/> 鑑定についてのおたずね
本人についての資料	<input type="checkbox"/> 本人情報シート(コピー)
	<input type="checkbox"/> 財産関係等の資料コピー(但し不動産の全部事項証明書(登記簿謄本)については原本を提出)
	1. 不動産 <input type="checkbox"/> 全部事項証明書(登記簿謄本)
	2. 預貯金・株等 <input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 証書 <input type="checkbox"/> 株式・投信の運用実績報告書 <input type="checkbox"/> その他
	3. 生命保険等 <input type="checkbox"/> 保険証券
	4. 負債 <input type="checkbox"/> 住宅ローンの償還表 <input type="checkbox"/> 金銭消費貸借契約書 <input type="checkbox"/> その他
	5. 収入 <input type="checkbox"/> 年金額改定通知書・振込通知書 <input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 不動産収入がある場合は確定申告書・収支内訳書控え <input type="checkbox"/> その他
6. 支出 <input type="checkbox"/> 医療費・施設費領収書 <input type="checkbox"/> 介護保険料通知書 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料通知書 <input type="checkbox"/> 住民税・固定資産税の納税通知書 <input type="checkbox"/> 家賃の分かるもの(領収書等) <input type="checkbox"/> その他	
7. 健康状態資料 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 要介護度が分かるもの(<input type="checkbox"/> 介護保険認定書 <input type="checkbox"/>)	

※資料に個人番号(マイナンバー)の記載がある場合、マイナンバー部分をマスキング(黒塗り等)した上でコピーし、そのコピーを提出する等、マイナンバーが資料に表れないようにしてください。

※受理面接当日に、上記資料の原本をご持参ください。受理面接の際に、照合します。

成年後見制度にかかる費用・助成

1. 成年後見制度にかかる費用

① 申立費用

	名称	取得先	金額 ※堺市の場合
事前準備で 必要な費用	本人の「戸籍謄本（全部事項証明書）」	本籍地市町村役場	450 円
	本人の「住民票」又は「戸籍の附票」	住所地又は本籍地市町村役場	200 円
	本人の「登記されていないことの証明書」	法務局	300 円
	候補者の「住民票」又は「戸籍の附票」	住所地又は本籍地市町村役場	200 円
	診断書	医療機関	3,000 円～10,000 円程度
家庭裁判所に 納める費用 ※金額は消費税 の増税等により変 更される場合あり ます。	収入印紙（申立費用） 後見開始 800 円 保佐・補助開始 + 代理権付与 1600 円 補助開始 + 同意権付与 1600 円 補助開始 + 代理権付与 + 同意権付与 2400 円		800 円～2,400 円
	収入印紙（登記嘱託費用）		2,600 円
	郵便切手 後見開始 3990 円（500 円×2 枚、100 円×15 枚、84 円×10 枚、 63 円×5 枚、20 円×10 枚、10 円×10 枚、5 円×5 枚、1 円×10 枚） 保佐・補助開始 4990 円（上記に加え、500 円×2 枚）		3,990 円～4,990 円
	※ 鑑定料		5 ～10 万円程度

鑑定がない場合
の合計(目安) 約 1～2万円

※ 住民票や戸籍謄本発行手数料は市町村によって異なります。

※ 鑑定省略の場合、鑑定料はかかりません。

※ 原則として、申立費用は申立人の負担となります。ただし、申立費用を本人負担とする旨の上申をした場合、家庭裁判所が本人負担とする審判をすることがあります。なおこの場合、本人負担になる範囲は「①申立費用」のなかの「家庭裁判所に納める費用」の全部又は一部です。

② 申立ての代理 及び 申立て書類作成委託料

本人や配偶者、4親等内の親族で申立てや申立書類の作成が困難な場合は、弁護士や司法書士に有料で依頼することもできます（約 10～20 万円）。ただし、依頼する弁護士・司法書士によって費用は異なりますので、依頼する弁護士・司法書士に事前にご確認ください。

上記①の申立費用は別途必要な場合もあります。

職能	団体名	電話番号	内容
弁護士	大阪弁護士会「高齢者・障害者総合支援センター ひまわり」	06-6364-1251	申立の代理
司法書士	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 大阪支部	06-4790-5656	申立書類の作成 及び提出の代行

③ 後見人等に対する報酬

報酬は、成年後見人等がその職についてから約1年経過後に、家庭裁判所に「報酬付与の申立て」を行い審判で決定されます。

報酬額は、対象期間中の後見等の事務内容や被後見人等の財産の内容等を考慮して家庭裁判所が決定をし、本人の財産の中から支払われることとなります。なお、成年後見人等が複数の場合は、分掌事務の内容に応じて按分されます。また、親族であっても報酬付与の申立てをすることはできませんが、報酬を望まない場合は申立てをする必要はありません。

本人の財産状況から報酬を負担することが困難な場合は「成年後見制度利用支援事業」の助成を受けることもできます。

任意後見人の報酬額や支払い方法は、法定後見制度と異なり、家庭裁判所ではなく任意後見契約の中で定められます。ただし、任意後見監督人については、家庭裁判所が審判によって報酬額を決定します。

後見人等の報酬額 ※ 下記の金額は大阪家庭裁判所「成年後見人等の報酬額のめやす」を参考にしています。あくまでも目安であり、実際の金額は家庭裁判所が決定します。

【基本報酬】

管理する財産の種類、事務の難易、保護（監護）の程度、事務の遂行状況により、報酬額を修正する場合があります。

ア、成年後見人、継続的な財産管理権が付与された保佐人・補助人

財産管理額	基本報酬額
1000万円以下	月額 2万円
1000万円超え 5000万円以下	月額 3万円～4万円
5000万円超え	月額 5万円～6万円

イ、任意後見人

財産管理額	基本報酬額
-	本人との契約により決定

ウ、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人

財産管理額	基本報酬額
5000万円以下	月額 1万円～2万円
5000万円超え	月額 2万5000円～3万円

【付加報酬】

成年後見人等の後見等事務において、身上保護等に特別困難な事情があった場合には、上記基本報酬額の50パーセントの範囲内で相当額の報酬を付加するものとされています。また、成年後見人等が報酬付与申立事情説明書に記載されているような特別の行為をした場合には、相当額の報酬を付加することがあります。

2. 成年後見制度にかかる費用の立替・助成

民事法律扶助（費用の立替）

経済的にお困りの方については、日本司法支援センター（法テラス）において、申立費用や弁護士等への申立書作成委託料などの立替えを行う「民事法律扶助」の制度を利用できる場合があります。

日本司法支援センター 法テラス

■ 法テラス・サポートダイヤル Tel : 0570-078374（月～金曜日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00）

■ 法テラス堺 Tel : 050-3383-5430（月～金曜日 9:00～17:00、祝日を除く）
堺市堺区南花田口町 2-3-20 三共堺東ビル 6 階

成年後見制度利用支援事業（報酬助成）

本人等の収入や資産等の状況から、家庭裁判所が審判により決定した後見人等の報酬を負担することが困難と認められる方に対し、報酬の全部又は一部を給付金として交付することで、成年後見制度の利用促進を図る事業です。

【対象者】

堺市の区域内に住所を有している方で、給付要件のいずれかに該当する方。堺市の区域外に住所を有する方であっても、介護保険法に基づく堺市に係る住所地特例対象被保険者または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により堺市が介護給付費等の支給決定を行っている方で、給付要件に該当する場合は、対象となります。

※ 任意後見制度は給付の対象とはなりません。

※ 成年後見人等が配偶者又は4親等内の親族である場合は、給付の対象とはなりません。

※ 被後見人等が亡くなった場合は、その方の後見人等であった方が申請できます。

この場合は、被後見人等の遺留財産が報酬額を下回る場合に対象となります。

【給付要件】

下記のいずれかに該当する方

1. 生活保護を受給している方
2. 中国残留邦人等支援給付を受給している方
3. 交付対象期間において生活保護受給者又は中国残留邦人等支援受給者であった方
4. 生活保護に準ずる方（次のア～ウの要件全てに該当する方）

ア 属する世帯の収入の総額から家庭裁判所の報酬付与の審判により決定した成年後見人等の報酬額を控除した額が、生活保護基準において定められている額未満である。

※ 但し、扶養義務者（配偶者及び1親等内の直系血族）による金銭的援助を受けられる場合は、その金額を属する世帯の収入の総額に算入します。

イ 属する世帯の所有する銀行預金、郵便貯金その他の資産の合計額が次の算式により算出される金額以下である。500,000円×世帯の構成員数

ウ 属する世帯の構成員のいずれもが土地又は家屋（生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）に基づき所有を認められている宅地及び家屋を除く。）を所有していない。

【給付対象期間】.....

家庭裁判所の報酬付与の審判所に記載されている期間

※ 就任した日は、選任の裁判確定日

※ 終了した日は、成年被後見人等が死亡した日

※ 本人・親族申立ての方については平成 30 年 3 月 31 日以前の期間は対象外となります。

【給付対象経費】.....

給付の対象となる経費は、家庭裁判所が審判により決定した期間に係る成年後見人等の報酬です。但し次の額を上限とし、上限額を超えた分については支給できません。

在宅：月額 28,000 円

施設：月額 18,000 円

【書類提出先】.....

被後見人等のお住いの区、またはサービスの支給決定等を行っている区へ郵送又は持参してください。

高齢者・知的障害者（65 歳以上の精神障害者を含む）：各区役所地域福祉課

精神障害者：各区保健センター

※ 申請書類の様式は、堺市ホームページからダウンロードできます。

▶ <https://www.city.sakai.lg.jp>

【制度に関する問合せ先】.....

高齢者：堺市役所 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課（地域福祉係）

障害者：堺市役所 健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課（権利擁護係）

第3章

参考資料

成年後見制度に関する相談・問合せ

成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要

成年後見制度に関する相談・問い合わせ

【高齢者の相談窓口】 基幹型包括支援センター・地域包括支援センター
月～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く)

名 称	担当区域 (小学校区)	TEL	FAX
堺基幹型包括支援センター (堺市役所本館内)		072-228-7052	072-228-7058
堺第1地域包括支援センター (ハートピア堺隣)	三宝・錦西・市・英彰	072-222-8082	072-222-8083
堺第2地域包括支援センター (みあ・かーさ内)	錦・錦綾・浅香山・三国丘	072-229-9240	072-229-9234
堺第3地域包括支援センター (グレース堺敷地内)	熊野・少林寺・安井・榎	072-223-1500	072-223-1522
堺第4地域包括支援センター (愛らいふ内)	神石・新湊・大仙・大仙西	072-275-8586	072-275-8587
中基幹型包括支援センター (中区役所内)		072-270-8268	072-270-8288
中第1地域包括支援センター (デイスサービスセンターつどい内)	八田荘・八田荘西・深井・深井西	072-276-0800	072-276-0802
中第2地域包括支援センター (ふれ愛の家内)	東百舌鳥・宮園・東深井・土師	072-234-6500	072-234-6501
中第3地域包括支援センター (ベルファミリア内)	久世・東陶器・西陶器・福田・深阪	072-234-2006	072-234-2013
東基幹型包括支援センター (東区役所内)		072-287-8730	072-287-8740
東第1地域包括支援センター (つるぎ荘・やしも地域サポートセンター内)	南八下・八下西・日置荘・日置荘西・白鷺	072-240-0018	072-240-0048
東第2地域包括支援センター (ハーモニー内)	登美丘西・登美丘東・登美丘南・野田	072-237-0111	072-237-3900
西基幹型包括支援センター (西区役所内)		072-275-0009	072-275-0140
西第1地域包括支援センター (結いの里内)	浜寺・浜寺東・浜寺石津・浜寺昭和	072-268-5056	072-268-5066
西第2地域包括支援センター (ウエルフォンテひのき内)	鳳・鳳南・福泉・福泉上・福泉東	072-271-0048	072-284-8875
西第3地域包括支援センター (アーバンフォレスト)	津久野・向丘・平岡・家原寺・上野芝	072-260-5022	072-260-5033
南基幹型包括支援センター (南区役所内)		072-290-1866	072-290-1886
南第1地域包括支援センター (赤坂台近隣センター内)	美木多・赤坂台・新檜尾台・城山台	072-295-1555	072-295-1556
南第2地域包括支援センター (府社泉北原山台C団地6-1棟)	福泉中央・桃山台・原山ひかり 庭代台・御池台	072-290-7030	072-290-7665
南第3地域包括支援センター (茶山台近隣センター内)	上神谷・宮山台・竹城台・竹城台東 若松台・茶山台	072-289-8085	072-289-8086
南第4地域包括支援センター (榎塚荘内)	三原台・泉北高倉・はるみ・榎塚台	072-291-6681	072-291-6682
北基幹型包括支援センター (北区役所内)		072-258-6886	072-258-8010
北第1地域包括支援センター (今井ビル)	東浅香山・新浅香山・五箇荘・五箇荘東	072-240-0120	072-240-0121
北第2地域包括支援センター (陵東館秀光苑内)	東三国丘・光竜寺・新金岡・新金岡東	072-252-0110	072-257-2941
北第3地域包括支援センター (あけぼの苑内)	大泉・金岡・金岡南・北八下	072-257-1515	072-257-1525
北第4地域包括支援センター (ハピネス陵南内)	中百舌鳥・百舌鳥・西百舌鳥	072-276-3838	072-276-3800
美原基幹型包括支援センター (美原区役所内)		072-361-1950	072-361-1960
美原第1地域包括支援センター (美原荘内)	美原区全域	072-369-3070	072-369-3038

【障害者の相談窓口】 障害者基幹相談支援センター
月～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く)

名 称	TEL	FAX
堺区障害者基幹相談支援センター	072-224-8166	072-224-4400
中区障害者基幹相談支援センター	072-278-8166	072-278-4400
東区障害者基幹相談支援センター	072-285-6666	072-287-6767
西区障害者基幹相談支援センター	072-271-6677	072-274-7700
南区障害者基幹相談支援センター	072-295-8166	072-298-0044
北区障害者基幹相談支援センター	072-251-8166	072-250-8800
美原区障害者基幹相談支援センター	072-361-1883	072-361-4444
総合相談情報センター（堺市立健康福祉プラザ内）	072-275-8166	072-244-7777

▶ 成年後見申立て手続き支援に関すること

大阪弁護士会 「高齢者・障害者総合支援センター ひまわり」

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 1階

Tel：06-6364-1251（月～金曜日 13:00～16:00 祝日・年末年始を除く）

URL：<https://soudan.osakaben.or.jp/himawari/index.php>

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート大阪支部

〒540-0019 大阪市中央区和泉町 1-1-6

Tel：06-4790-5656（月～金曜日 13:00～16:00 祝日・年末年始を除く）

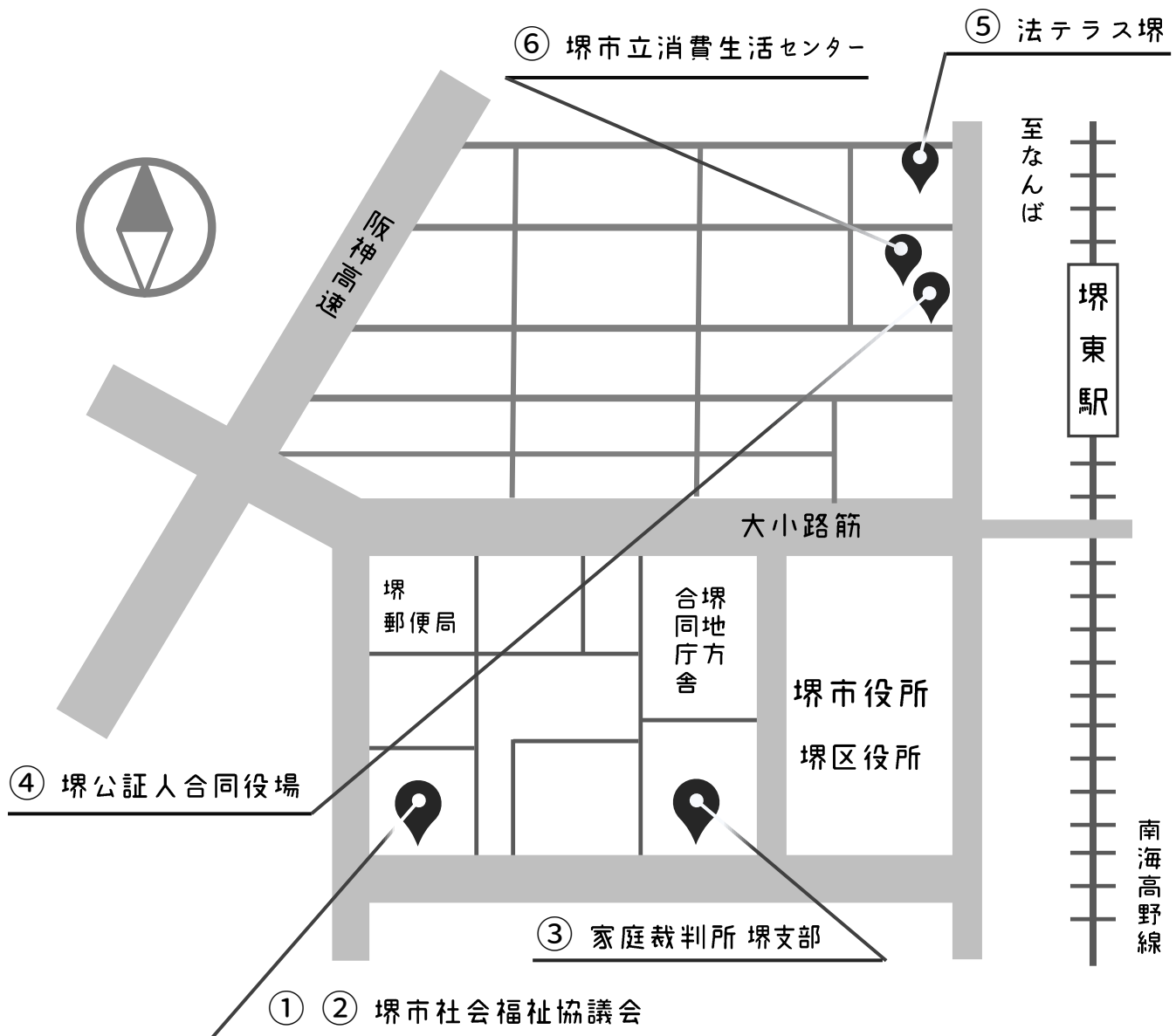
URL：<https://www.legal-support-osaka.jp/>

大阪社会福祉士会 「相談センター ぱあとなあ」

〒542-0012 大阪市中央区谷町 7丁目 4番 15号 大阪府社会福社会館内（1階）

Tel：06-4304-2727（月～金曜日 10:00～18:00）

URL：<http://www.oacsw.or.jp/citizen/partner.html>



▶ 成年後見制度に関する関係機関からの相談・市民後見人に関すること

- ① 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 堺市権利擁護サポートセンター
 〒590-0078 堺市堺区南瓦町 2-1 堺市総合福祉会館 4階
 Tel : 072-225-5655 (月～金曜日 9:00～17:30、祝日・年末年始を除く)
 E-mail : kensapo-2013@sakai-syakyo.net

▶ 日常生活自立支援事業に関すること

- ② 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 自立支援係
 〒590-0078 堺市堺区南瓦町 2-1 堺市総合福祉会館 4階
 Tel : 072-232-7771 (月～金曜日 9:00～17:30、祝日・年末年始を除く)

▶ 成年後見制度の申立て手続き・成年後見申立書類の取得に関すること

- ③ 大阪家庭裁判所堺支部 後見センター
 〒590-0078 堺市堺区南瓦町 2-28
 Tel : 072-223-8949 (月～金曜日 9:00～12:15、13:00～17:00 祝日・年末年始を除く)
 大阪家庭裁判所ホームページ : <http://www.courts.go.jp/osaka/index.html>

▶ 任意後見制度・公正証書遺言等に関する相談・手続きに関すること

④ 堺公証人合同役場

〒590-0076 堺市堺区北瓦町 2-4-18 現代堺東駅前ビル 4 階

Tel : 072-233-1412 (月～金曜日 8:30～17:15、祝日・年末年始を除く)

▶ 申立費用等の立替えに関すること

⑤ 法テラス堺 (日本司法支援センター 法テラス)

〒590-0075 堺市堺区南花田口町 2-3-20 三共堺東ビル 6 階

Tel : 050-3383-5430 (月～金曜日 9:00～17:00、祝日を除く)

法テラス サポートダイヤル

Tel : 0570-078374 (月～金曜日 9:30～21:00、土曜日 9:00～17:00)

▶ 消費者相談に関すること

⑥ 堺市立消費生活センター

〒590-0076 堺市堺区北瓦町 2-4-16 堺富士ビル 6 階

Tel : 072-221-7146 (月～金曜日 9:00～17:30、祝日・年末年始を除く)

▶ 身寄り (申立人) がいないなど、市長申立てに関すること (区役所・保健センター)

■ 高齢者 (65 歳以上の方) 及び知的障害者

各区保健福祉総合センター 地域福祉課 (月～金曜日 9:00～17:30)

・堺 区 Tel : 072-228-7477 FAX : 072-228-7870

・中 区 Tel : 072-270-8195 FAX : 072-270-8103

・東 区 Tel : 072-287-8112 FAX : 072-287-8117

・西 区 Tel : 072-275-1918 FAX : 072-275-1919

・南 区 Tel : 072-290-1812 FAX : 072-290-1818

・北 区 Tel : 072-258-6771 FAX : 072-258-6836

・美原区 Tel : 072-363-9316 FAX : 072-362-0767

■ 精神障害者 (65 歳未満)

各区保健福祉総合センター 保健センター (月～金曜日 9:00～17:30)

・堺 区 Tel : 072-238-0123 FAX : 072-227-1593

・中 区 Tel : 072-270-8100 FAX : 072-270-8104

・東 区 Tel : 072-287-8120 FAX : 072-287-8130

・西 区 Tel : 072-271-2012 FAX : 072-273-3646

・南 区 Tel : 072-293-1222 FAX : 072-296-2822

・北 区 Tel : 072-258-6600 FAX : 072-258-6614

・美原区 Tel : 072-362-8681 FAX : 072-362-8676

成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要

	成年後見制度		日常生活自立支援事業
	法定後見制度	任意後見制度	
概要	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護等を成年後見人等が行うことで、本人の意思を尊重し、法律面や生活面で支援する。	十分な判断能力がある人が、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に財産管理や身上監護等について代理権を与える契約を公正証書によって締結する。	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの利用手続きの援助や、日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する。
所管庁	法務省	法務省	厚生労働省
法的根拠	民事、家事事件手続法等	任意後見契約に関する法律	社会福祉法、厚生労働省通知等
対象者	精神上の障害により判断能力が <ul style="list-style-type: none"> 欠く状態にある人＝後見 著しく不十分な人＝保佐 不十分な人＝補助 	判断能力が十分な人	精神上の理由により判断能力が不十分な人 (契約ができる程度) ※ 手帳等の保持者に限らない
支援者	成年後見人・保佐人・補助人 (必要に応じ監督人を選任)	任意後見人(申立てにより任意後見監督人が選任されると権限が与えられる)	社会福祉協議会職員、生活支援員 (専門員・主任支援員・支援員)
手続	家庭裁判所に申立て (本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長等) ※ 本人の同意 後見・保佐＝不要、補助＝必要 家庭裁判所による後見人等の選任	公証役場にて本人と任意後見受任者が任意後見契約を締結 本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立(本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者)	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会に相談・申込(本人、関係者・機関、家族等) 本人と社会福祉協議会との契約
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	医師の鑑定書・診断書を家庭裁判所に提出	医師の診断書を家庭裁判所に提出	堺市社会福祉協議会の専門員によって、状況把握とガイドラインによる意思能力の判定を行う。
契約の解除・取下げ	いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可がないと取下げできない。成年後見人等が選任されてからは、本人の判断能力が回復しない限り、本人が死亡するまで責任を負う。	本人の意思によって契約を解除する場合は、公証人の認証が必要。変更する場合は、公正証書による。	本人の意思によって契約を終了することができる。
支援方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財産管理に関する法律行為 ○ 身上監護に関する法律行為 ◆ 代理権 後見………財産に関するすべての法律行為 保佐・補助…申立ての範囲内で与えられた法律行為 ◆ 同意権・取消権 後見…日常生活に関する行為以外の行為 保佐…民法13条1項に定める所定の行為 補助…家裁が定める「特定の法律行為」 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 任意後見契約で締結している事務 ◆ 代理権 任意後見人が任意後見契約で定められた事務の一部又は全部について、代理権を行使して事務を行う。 ◆ 同意権・取消権はない。 ※ 本人の意思を尊重するため、任意後見は法定後見に優先する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービスの利用援助サービス ・利用に関する助言や手続き(申込、契約等) ・利用料金の支払い ・苦情解決制度を利用する支援 ○ 日常的金銭管理サービス ・年金及び福祉手当の受領に必要な支援 ・税金や社会保険料、医療費、公共料金、日常生活費(食費、日用品費等)の支払い ・預貯金の出し入れ、解約 ○ 書類等預かりサービス ・年金証書 ・預金通帳 ・実印、銀行印 ・証書(保険証書、権利書、契約書類など)
費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申立費用(申立人負担) 登記手数料、鑑定費用等 ○ 成年後見人等、監督人に対する報酬費用(本人の財産から負担) ※ 金額は家庭裁判所が決定 ○ 後見の事務に関する費用(本人の財産から負担) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公正証書作成費用 手数料、印紙代等 ○ 任意後見人等への報酬 ※ 金額は契約の内容により決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談は無料 ○ サービス実施に伴う費用は利用者負担 福祉サービス利用援助 1回1000円 日常的金銭管理サービス 1回1000円 (福祉サービス利用援助も含む) 書類等預かりサービス 月額600円 (年間7200円)
費用の減免又は助成	報酬について、成年後見制度利用支援事業による助成が可能な場合がある	なし	生活保護受給者は無料

堺市地域連携ネットワーク協議会

(職名・所属は令和4年5月1日現在)

委員名	所 属
◎ 三田 優子	大阪公立大学 准教授
鵜浦 直子	大阪公立大学大学院 講師
○ 中西 基	大阪弁護士会(弁護士)
柿本 麻希	大阪司法書士会(司法書士)
宮田 英幸	大阪社会福祉士会(社会福祉士)
松永 英晃	堺市社会福祉協議会 包括支援センター統括課長
高橋 義之	さかい地域包括・在宅介護支援センター協議会 代表幹事
西尾 正敏	介護支援ネットワーク協議会・さかい 理事
萩原 敦子	特定非営利活動法人 堺市相談支援ネット 総合相談情報センター所長
永吉 真由	南区障害者基幹相談支援センター長
荒木 裕美子	堺市障害者相談支援専門員協会
所 正文	堺市社会福祉協議会 地域福祉課長
西田 伸祐	特定非営利活動法人 シビルブレイン 理事
杉中 淳志	堺市 長寿社会部 長寿支援課長
小須田 教一	堺市 障害福祉部 障害施策推進課長
前原 康雄	堺市 健康部 精神保健課長
西澤 信行	堺市 東保健福祉総合センター所長
	オブザーバー 大阪家庭裁判所 堺支部

令和3年3月 初版
令和4年5月 改定

◎ 委員長 ○ 副委員長

memo